

町の施設に 指定管理者制度が導入されます

平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されたことから、当町においても指定管理者制度導入が進められております。

「公の施設」とは、スポーツ施設・文化施設・社会福祉施設・活性化施設など、住民福祉を増進する目的で町民の皆さんに利用していただくために設置された施設です。



指定管理者制度の導入により、民間企業が既に事業展開している分野で、効率的経営が期待できる施設について管理者を公募し、費用・企画提案の内容から、よりふさわしい施設の管理者を指定することができるようになりました。当町においても、「富士見町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、町直営や管理運営を委託している「公の施設」について施設のあり方を検討するとともに、地方自治法に基づいて指定管理者制度の導入を行います。

指定管理者の指定後
導入を開始した施設については、適切な管理運営をしているかどうかの点検を常に行い、利用者に対しアンケート調査等を実施することにより、利用者の満足度や苦情を把握し、提供するサービスの改善を図っていきます。

指定の期間
原則として2年から5年（標準期間）の範囲内で施設ごとに適切な期間を設定します。

指定管理者の選定
適切な基準の募集要項を作成し、課長をもって組織する選定委員会において審査選定を行います。また、指定管理者の指定については、議会の議決が必要となります。

【平成17年4月1日より指定管理者制度が導入された施設】

- * 富士見町老人福祉センター（清泉荘）
- * 富士見町清泉荘デイサービスセンター
- * 富士見町福祉センター（ふれあいセンターふじみ）
- * 富士見町デイサービスセンター
- * 富士見町短期入所施設

以上5施設の指定管理者は、社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会です。

【平成18年4月1日より指定管理者制度が導入される施設】

- * 富士見町福祉共同作業所
↓ 社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会
- * 富士見町そば処 おつこと亭
↓ 「乙事地区農業農村活性化推進協議会」
- * 楽酪ミルク工房
↓ ミルクの里農業農村活性化推進協議会
- * 富士見グリーンカルチャーセンター
↓ 信州諏訪農業協同組合
- * 富士見町生産物直売・食材供給施設
↓ 信州葛木宿推進協議会
- * 道の駅信州葛木宿
↓ 信州葛木宿推進協議会

以上の施設については、「地域の活性化と住民福祉の促進を図るため、地域に密着した公の施設や特定の施設」として、非公募（公募によらず公的団体等を指定管理者の候補者として選定）による指定管理者の導入となりました。



地域の仲間とがんばります

また、いずれの施設も「平成18年4月1日から平成23年3月31日」までの5年間を指定期間として管理運営することになります。

今後の進め方
現在、指定管理者制度へ移行していない「公の施設」については、町直営により管理運営を行うこととなりますが、今後指定管理者制度導入を予定している施設については、設置条例の目的に応じ公募による募集を行っていきます。

【お問い合わせ】
総務課企画統計係

☎62・9332
☎9332